

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
広島県安芸高田市

2 構造改革特別区域の名称  
安芸高田市すこやか食育推進給食特区

3 構造改革特別区域の範囲  
広島県安芸高田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

安芸高田市は、広島市の中北部に位置する高田郡6町が平成16年3月1日に合併し、県内で14番目の市として誕生した。総面積537.79k㎡の市域内は、鷹の巣山、大土山、犬伏山等大小さまざまな山に囲まれ、市域面積の約8割を森林が占め、小起伏の丘陵と小盆地が帯状に形成されている。これらを縫って中央部を河川が貫流し、水と山々や田園の緑とが調和した景観を形成されている。

本市の人口は、直近の平成17年度国勢調査によると33,096人(65歳以上人口の割合約32.4%)であり、平成12年度の同調査の34,439人と比較すると1,343人(割合にすると約4%)減少している。とりわけ15歳未満の人数は平成12年度の4,497人から平成17年4,033人へと464人減と10%を超えて減少しており、少子化対策は喫緊の課題と言える。

こうした状況の中、子育て支援については、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「安芸高田市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を行っているが、都市化や核家族化が進み、働く女性が増加する中で、成長過程の子ども達への栄養バランスのとれた食事の重要性が指摘されるようになり、合併以前から続く旧町単位での給食内容や調理施設・設備の不均衡を是正するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校での完全給食を実施し、給食内容の均衡化と保護者が負担する給食費の均衡化を図ることが課題となっている。

こうした課題の解消を図るため、行政・学校・PTA・調理施設・学校栄養職員などの代表で構成した「安芸高田市学校給食検討会議」において検討を重ね、将来子どもたちが健康な生活を送ることができるよう、地域が一体となって食育を進めていくとともに、安全・安心かつ効率的な施設の整備を

実現する旨の報告が出され、さらなる効率化と市内全域的対応を図る観点から市内の保育所給食も合わせて実施することについて検討を行ってきた。その結果、安芸高田市の公立保育所 10 園（3 歳児以上）、幼稚園 1 園、小学校 13 校、中学校 6 校において、給食センターでの調理により完全給食を実施し、給食内容の均衡化及び効率化を図るとともに、食育を推進していくことが望ましいという結論となった。

公立保育所の給食を、最新の衛生管理基準で施設整備する学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理費の節減や、食材の一元購入及び調理員の合理的な配置による経費の節減が可能と考えられ、さらに、節減された経費を財源とすることで、保育行政のさらなる充実を図ることが可能となる。また、食育基本法が制定され、食育への取組が求められる中、地産地消と食育に市内全域で取り組むこととなり、公立保育所の児童への安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことが可能になる。

## 5 構造改革特別区域の意義

本計画は、吉田保育所・みどりの森保育所・ひまわり保育所・くるはら保育園・ふなさ保育園・かわね保育園・小田東保育所・甲立保育所・小原保育所及び向原こぼと園の市内 10 の公立保育所へ新規に建設を計画している安芸高田市学校給食センターで調理した給食を外部搬入するものである。

安芸高田市においても、女性の社会進出や就労形態の多様化が進む中、成長過程の子ども達への栄養バランスのとれた食事の重要性が指摘されている。このような状況の中、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要である。そうした観点から様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方では限られた財源の効率的活用が求められている。

また、現在の各保育所における給食提供状況は、5 園で完全給食を実施しているが、その他の 5 園ではご飯持参の補完給食を行っている。さらに各園とも施設の老朽に伴う改修の必要が生じている。

公立保育所において、新給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することにより、地元食材の安定利用・購入や調理員の適正配置による調理業務費と個別保育所の施設改修費の軽減、センター化に伴う維持管理費の節減が図られ、子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理した給食を児童に提供することは、より「安全・安心でおいしい給食」につながると考えられる。

外部搬入方式を採用することにより、市内全域にわたって保育所・幼稚園、小・中学校と一貫した食育の推進と地域食材の安定利用を図ることが出来る。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 給食センターからの給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所の効率的な運営と設備投資の節減を図るとともに、給食内容の均衡化を行う。さらに、節減された経費を財源として、保育サービスの充実を図る。
- (2) 成長期にある子どもたちに、栄養バランスの取れた食事を提供することを通じて、将来に渡る健全な食生活の実現と子どもたち自らが食について考える習慣や食に関する知識を身につけるため、幼児期から小中学校と一貫した食育の推進を図る。
- (3) 給食に地元食材を積極的に活用することにより安全・安心でおいしい給食を提供し、地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行うとともに、併せて地産地消を促進する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 給食センターが一元的に食材等を大量購入し、効率的に調理することにより食材料費、高熱水費等の給食調理に係わる経費が節減できる。また、個別の調理設備更新費用の軽減を図ることができる。
- (2) 衛生面・安全面で設備が整った大型調理施設で調理された給食サービスの提供により、市内全域で同水準の給食提供が可能となる。また、安全・安心な保育環境を整備することで、子育て家庭への仕事と家庭の両立支援に資することができる。
- (3) 幼児期から一貫した食育に取り組むことで、児童の正しい食習慣形成や知識を育てることに繋がる。
- (4) 地元食材を積極的に活用することで、地産地消の促進と地元農業の活性化に資することができる。また、幼児期から地元食材に慣れ親しむことによる長期的な地産地消に繋がる。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### (1) 安芸高田市給食センター整備事業

平成 18 年度「安芸高田市学校給食基本計画」において、市内の小・中学校の給食は「給食センター 1 箇所方式」にて運営していくことが、最も望ましい方式であると報告されている。これに関連し、保育所給食を小・中学校と同じ給食センターから配食することについて、検討委員会、保育所長会、担当者会、調理員研修会等で検討した結果、安芸高田市の保育所 10 園（3 歳児以上）、幼稚園 1 園、小学校 13 校、中学校 6 校において、給食センターでの調理により完全給食を実施し、給食内容の均衡化及び効率化を図るとともに、食育を推進していくことが望ましいとの結論となった。

この結論に基づき、平成 23 年度内の供用開始をめざして、平成 21 年度より給食センター整備事業に着手する。

#### (2) 食育推進事業

給食センター及び各保育所において食育プログラムを作成するとともに、食育プログラムを通じて、児童及びその保護者に対して食育への関心を高め、保育所における食を通じた子どもの健全育成の推進を図る。

#### (3) 地産地消促進事業

給食の食材として、新鮮で安全・安心して食べられる地元食材の使用を推進する。また、子どもたちや保護者に対して、給食時間や試食会等の機会を通じて、地元産の食材が給食に使われていることを伝え、農業や地域への関心を高めることにより、地産地消を推進する。

#### (4) 子育て支援サービスの拡充

外部搬入事業の実施に伴い節減された経費により、安心して子育てが出来るための情報提供や、保育士の研修の充実、保護者のニーズが高い延長保育や病後児保育の実施など、保育の質の向上を図る。また、家族や行政が地域・企業と連携しながら、子育てを地域で支える環境づくりを推進する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

安芸高田市立吉田保育所	安芸高田市吉田町吉田 1998
安芸高田市立みどりの森保育所	安芸高田市美土里町本郷 1714-2
安芸高田市立ひまわり保育所	安芸高田市美土里町生田 2958-1
安芸高田市立くるはら保育園	安芸高田市高宮町原田 3380-4
安芸高田市立ふなさ保育園	安芸高田市高宮町佐々部 531
安芸高田市立かわね保育園	安芸高田市高宮町川根 2479-1
安芸高田市立小田東保育所	安芸高田市甲田町高田原 1663
安芸高田市立甲立保育所	安芸高田市甲田町上甲立 337
安芸高田市立小原保育所	安芸高田市甲田町下小原 3472-6
安芸高田市立向原こぼと園	安芸高田市向原町坂 56-2

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成23年4月1日

4 特定事業の内容

安芸高田市の公立保育所10園のうち、3歳以上の児童の給食について、新規整備を行う安芸高田市給食センターからの外部搬入方式により実施する。給食センターで調理した給食は、給食専用の配送車により、各保育所に80分以内に配送することができ、調理後2時間以内に喫食する。各保育所には調理員を配置し、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、個々の児童の健康状態等についての連携を行い、状況に応じた刻み食などの対応を実施する。給食のメニュー内容により、温かい状態で提供されるものは専用の保温食缶へ入れ、その他については洗浄消毒された容器に移し、専用のコンテナにて搬送する計画である。

また、学校の夏季等の長期休業中についても、給食センターからの外部

搬入方式により給食を提供する。

なお、3歳未満の児童の給食については、児童の年齢や発達段階・健康状態により、きめ細かな対応が必要となることから各園個別に調理した給食提供を行う。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

搬出元である安芸高田市給食センターは構造改革特別区域計画の9(1)のとおり、平成23年度内の稼動をめざし、平成21年度より新規整備を行う計画である。「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食代85号別添)」及び「学校給食衛生管理の基準(平成9年4月1日制定)」等の基準に準拠した提供食数3,100食規模の共同調理場を安芸高田市八千代町内へ建設する計画であり、建設段階より保育所への外部搬入を想定することにより、職員配置、調理能力及び料理器具等を計画的に配備することで、効率的かつ安全な給食調理及び搬出が可能である。

搬入先の各保育所には専用の調理室があり、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有している。設備器具のうち老朽化しているものについては給食センター稼動までに外部搬入設備の改築に併せ適宜改修を行う。

また、3歳未満、体調不良の児童については各保育所調理場により調理した給食により対応する。

### (2) 児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることについて

年齢や発達段階に応じたきめ細やかな食事を提供するため、3歳未満児食については各保育所調理場により健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫した給食を提供する。食物アレルギー児については、保護者からの聞き取りを踏まえ、保護者やかかりつけの医師、保育士との協議の中で除去食を決定し、給食センターで他の給食とは分離して調理したものを別容器で搬送し、調理員及び保育士が内容物を確認後、提供する。

### (3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委

託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守する。

調理方法については、各保育所とも80分以内で配送することが可能であることから、クックサーブ方式で実施する。また、HACCPの概念に基づき衛生管理となるよう努める。

（4）現行の調理業務の委託・受託に係る基準について

特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本市の場合は市立給食センターから市立保育所への搬入であることから、市長と教育長との間で覚書を締結する。

（5）必要な栄養素量を給与すること、また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めることについて

児童福祉施設における、年齢・性別栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定し、それに基づいて必要な栄養素量の確保に努める。

また、保育所・幼稚園、小中学校と一貫して食育を行う食育プログラムに基づき食事を提供するとともに、給食センター所属栄養士と保育士が連携し、食材はできるだけ季節感や地域性を感じることでできる地元で生産される農産物を使用し、地産地消を推進する。